

千葉県報

号外
令和7年12月23日

主要目次

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
千葉県財務規則の一部を改正する規則	三
教育委員会規則	三
学校職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
人事委員会規則	三
職員の修学部分休業に関する規則	三
職員の高齢者部分休業に関する規則	三
職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	八
職員の修学部分休業に関する条例第三条及び職員の高齢者部分休業に関する条例第三条の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則	八
企業局管理規程	八
千葉県企業局就業規則等の一部を改正する管理規程	八
病院局管理規程	一四
千葉県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	一四
訓令	三一
職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令	三一
船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令	三一
教育委員会訓令	三一
職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令	三四

○ 県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第七十八号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十五年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し、同条及び第四条を削る。

第五条中「番号利用条例別表第一第三号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。）別表第一

第一号」に改め、「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第三号とし、同条の前に見出しとして「（住基条例第二号の規則で定める事務）」を付する。

第六条中「別表第一第四号」を「別表第一第二号」に改め、「（後期課程に限る。）」を削り、同条を第四条とする。

第七条を削り、第八条を第五条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「別表第一第六号」を「別表第一第三号」に改め、同条を第六号とし、同条に見出しとして「（住基条例第三条第二号の規則で定める事務）」を付する。

第十条から第十二条までを削り、第十三条を第七条とする。

別表第一住基条例別表第一第八号の規則で定める事務の項を削り、同表住基条例別表第一第十一号の規則で定める事務の項中「連帯保証人」の下に「（住民基本台帳法別表第一

から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）

第五条第十項に規定する者（以下「特定債務者等」という。）を除く。」を加え、同表

住基条例別表第一第十五号の規則で定める事務の項を削り、同表住基条例別表第一十五

号の二の規則で定める事務の項中「別表第一第十五号の二」を「別表第一第十五号」に改

め、同表住基条例別表第一第十六号の規則で定める事務の項を削り、同表住基条例別表第

一第十七号の規則で定める事務の項、住基条例別表第一第十八号の規則で定める事務の項

及び住基条例別表第二十号の規則で定める事務の項中「連帯保証人」の下に「（特定

事務）」を付する。

第十條から第十二條までを削り、第十三條を第七條とする。

別表第一住基條例別表第一第八號の規則で定める事務の項を削り、同表住基條例別表第

一第十一號の規則で定める事務の項中「連帯保証人」の下に「（住民基本台帳法別表第一

から別表第六までの總務省令で定める事務を定める省令（平成十四年總務省令第十三號）

第五條第十項に規定する者（以下「特定債務者等」という。）を除く。」を加え、同表

住基條例別表第一第十五號の規則で定める事務の項を削り、同表住基條例別表第一十五

號の二の規則で定める事務の項中「別表第一第十五號の二」を「別表第一第十五號」に改

め、同表住基條例別表第一第十六號の規則で定める事務の項を削り、同表住基條例別表第

一第十七號の規則で定める事務の項、住基條例別表第一第十八號の規則で定める事務の項

及び住基條例別表第二十號の規則で定める事務の項中「連帯保証人」の下に「（特定

債務者等を除く。」を加え、同表住基条例別表第一第三十六号の規則で定める事務の項、住基条例別表第一第三十七号の規則で定める事務の項、住基条例別表第一第三十八号の規則で定める事務の項及び住基条例別表第一第四十号の規則で定める事務の項を削り、同表住基条例別表第一第四十三号の規則で定める事務の項中「連帯保証人」の下に「(特定債務者等を除く。)」を加え、同表住基条例別表第一第四十四号の規則で定める事務の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同表住基条例別表第一第四十八号の規則で定める事務の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第七十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則(平成二十九年千葉県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し、同条及び第三条を削る。

第四条中「別表第一第三号」を「別表第一一号」に改め、「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして「(条例別表第一の規則で定める事務)」を付する。

第五条中「別表第一第四号」を「別表第一第二号」に改め、「(後期課程に限る。)」を削り、同条を第三条とする。

第六条を削る。

第七条中「別表第一第六号」を「別表第一第三号」に改め、同条を第四条とする。

第八条から第十条までを削る。

第十一条の前の見出しを削り、同条第一号イ中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「(平成二十二年法律第十八号)」を加え、同号ロ中「私立高等学校等奨学のための給付金」を「条例別表第二第一号に規定する私立高等学校等奨学のための給付

金」に改め、同号ハ中「私立高等学校等学び直し支援金」を「条例別表第二第一号に規定する私立高等学校等学び直し支援金」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)」を付する。

第十二条第一号中「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を加え、「を必要」を「(生活保護法の保護に準ずる保護をいう。以下同じ。)」を必要」に、「次」を「前条第一号イからハまで」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「前号イ及びロ」を「前条第一号イからハまで」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「第一号イ及びロ」を「前条第一号イからハまで」に改め、同条を第六条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条中「別表第二第五号」を「別表第二第三号」に、「同表第五号」を「同表第三号」に改め、同条第一号中「外国人生活保護実施関係情報」の下に「(生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。)」を加え、同条中第七号から第四十五号までを削り、第四十六号を第七号とし、第四十七号を第八号とし、同条を第七条とし、第十六条を第八条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条第三号中「国公立高等学校等奨学のための給付金」の下に「(条例別表第三第一号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四号中「公立高等学校学び直し支援金」の下に「(条例別表第三第一号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。)」を加え、同条第五号中「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」の下に「(条例別表第三第一号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)」を付し、第十八条を第十条とする。

第十九条第一号中「生活保護実施関係情報」の下に「(生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第十一条とし、第二十条を第十二条とする。

第二十一条第一号中「保護者等」の下に「(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第十三条とし、第二十二条を第十四条とし、第二十三条を第十五条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第八十号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表第四出納局の項中「及び収支報告書等」を「収支報告書等の写しの交付手数料及び報告書等」に改める。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

教育委員会規則

学校職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会規則第十四号

学校職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当の支給に関する規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に、「六千六百円」を「七千五百円」に改め、同号ただし書中「二千二百円」を「二千三百五十円」に改め、同条第二号中「六千円」を「六千四百円」に、「九千五百円」を「九千六百円」に改め、同号ただし書中「三千五十円」を「三千二百円」に改め、同条第三号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「一万千円」を「一万千五百五十円」に改め、同号ただし書中「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の宿日直手当の支給に関する規則の規定は、令和七年四月一日以後の宿日直勤務（同年三月三十一日から引き続き宿直勤務を除く。次項において同じ。）に係る宿日直手当から適用する。

（宿日直手当の内払）

2 令和七年四月一日以後の宿日直勤務に対し、改正前の学校職員の宿日直手当の支給に

関する規則の規定によりこの規則の施行の日の前日までに支払われた宿日直手当は、改正後の学校職員の宿日直手当の支給に関する規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

人事委員会規則

職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十九号

職員の修学部分休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条の規定により、職員の修学部分休業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第二項に規定する修学部分休業をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める校務類型）

第二条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める校務類型は、義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第十二号）第二条第一号に掲げる校務の種類とする。

（条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める額）

第三条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める額は、義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第四条第二項の規定による加算額とする。

（条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める手当）

第四条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める手当は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）第十一条の二第二項第六号に規定する夜間学級担当手当とする。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第三十号

職員の高齢者部分休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第三号。以下「条例」という。)第三条の規定により、職員の高齢者部分休業(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める校務類型)

第二条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める校務類型は、義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第十二号)第二条第一号に掲げる校務の種類とする。

(条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める額)

第三条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める額は、義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第四条第二項の規定による加算額とする。

(条例第三条の千葉県人事委員会規則で定める手当)

第四条 条例第三条に規定する千葉県人事委員会規則で定める手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)第十一条の二第一項第六号に規定する夜間学級担当手当とする。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄

千葉県人事委員会規則第三十一号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「次号」の下に「及び次条第二項第二号」を加え、「この項において」を削る。

第五条に次の三項を加える。

2 職員が、次の各号に掲げる場合を除き、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合は、義務教育等教員特別手当(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第十二号)第四条第二項の規定による加算額に係る部分に限る。)は支給することができない。

一 給与条例第二十二条第一項の規定に該当する場合

二 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、療養休暇を与えられた場合

3 職員が給与期間の中途において教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定

又は同条第四項の認定を受けた場合におけるその給与期間の教職調整額は、日割計算により支給する。

4 給与期間の初日から引き続いて教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けている職員が、給料の支給日後に同条第四項の認定を受けた場合には、その給与期間中の教職調整額をその際支給する。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄

千葉県人事委員会規則第三十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一条)の一部を次のように改正する。

第八条の十五を削る。

第八条の十六中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に改め、同条を第八条の十五とする。

第八条の十七中「第十一条の二第六項第一号」を「第十一条の二第五項第一号」に改め、同条を第八条の十六とする。

第九条中「別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目」を「別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目」に改める。

第十条第五項中「第十一条の二第六項第二号」を「第十一条の二第五項第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄

千葉県人事委員会規則第三十三号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年千葉県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表中

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条を第五条とする。
 第三条中「義務教育等教員特別手当」を「第二条第一項第二号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第三号中「第十一条の二第一項第七号」を「第十一条の二第一項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。
 2 第二条第一項第一号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、同項各号に定める額に三千円を加えた額とする。
 第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。
 (校務類型)
第二条 給与条例第二十条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める校務類型は、次の各号に掲げる校務の種類とする。
 一 学級(小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務
 二 前号に掲げるもの以外の校務
 附則第二項中「第三条」を「第四条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第四条第一項)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 定年	1,300 円	1,400 円	2,800 円	3,400 円	5,100 円
2 新	1,300 円	1,400 円	2,800 円	3,400 円	5,100 円
3 再任用	1,300 円	1,400 円	2,800 円	3,400 円	5,100 円
4 勤務	1,300 円	1,400 円	2,800 円	3,400 円	5,100 円
5 及び	1,300 円	1,600 円	3,000 円	3,500 円	5,200 円
6 任期	1,300 円	1,600 円	3,000 円	3,500 円	5,200 円
7 以外の職員	1,300 円	1,600 円	3,000 円	3,500 円	5,200 円
8	1,300 円	1,600 円	3,000 円	3,500 円	5,200 円
9	1,400 円	1,700 円	3,200 円	3,600 円	5,300 円
10	1,400 円	1,700 円	3,200 円	3,600 円	5,300 円
11	1,400 円	1,700 円	3,200 円	3,600 円	5,300 円
12	1,400 円	1,700 円	3,200 円	3,600 円	5,300 円
13	1,500 円	1,700 円	3,300 円	3,800 円	5,400 円
14	1,500 円	1,700 円	3,300 円	3,800 円	5,400 円
15	1,500 円	1,700 円	3,300 円	3,800 円	5,400 円
16	1,500 円	1,700 円	3,300 円	3,800 円	5,400 円
17	1,600 円	1,800 円	3,400 円	3,800 円	5,500 円
18	1,600 円	1,800 円	3,400 円	3,800 円	5,500 円
19	1,600 円	1,800 円	3,400 円	3,800 円	5,500 円
20	1,600 円	1,800 円	3,400 円	3,800 円	5,500 円
21	1,700 円	1,900 円	3,500 円	4,000 円	5,600 円
22	1,700 円	1,900 円	3,500 円	4,000 円	5,600 円
23	1,700 円	1,900 円	3,500 円	4,000 円	5,600 円
24	1,700 円	1,900 円	3,500 円	4,000 円	5,600 円
25	1,800 円	2,000 円	3,700 円	4,100 円	5,600 円
26	1,800 円	2,000 円	3,700 円	4,100 円	5,600 円
27	1,800 円	2,000 円	3,700 円	4,100 円	5,600 円
28	1,800 円	2,000 円	3,700 円	4,100 円	5,600 円
29	1,900 円	2,100 円	3,800 円	4,100 円	5,600 円
30	1,900 円	2,100 円	3,800 円	4,100 円	5,600 円
31	1,900 円	2,100 円	3,800 円	4,100 円	5,600 円
32	1,900 円	2,100 円	3,800 円	4,100 円	5,600 円
33	1,900 円	2,200 円	3,900 円	4,200 円	5,600 円
34	1,900 円	2,200 円	3,900 円	4,200 円	5,600 円
35	1,900 円	2,200 円	3,900 円	4,200 円	5,600 円
36	1,900 円	2,200 円	3,900 円	4,200 円	5,600 円
37	2,000 円	2,300 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
38	2,000 円	2,300 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
39	2,000 円	2,300 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
40	2,000 円	2,300 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
41	2,200 円	2,400 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
42	2,200 円	2,400 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
43	2,200 円	2,400 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
44	2,200 円	2,400 円	4,000 円	4,400 円	5,600 円
45	2,200 円	2,600 円	4,100 円	4,600 円	5,600 円
46	2,200 円	2,600 円	4,100 円	4,600 円	5,600 円
47	2,200 円	2,600 円	4,100 円	4,600 円	5,600 円
48	2,200 円	2,600 円	4,100 円	4,600 円	5,600 円
49	2,300 円	2,600 円	4,200 円	4,700 円	5,600 円
50	2,300 円	2,600 円	4,200 円	4,700 円	5,600 円
51	2,300 円	2,600 円	4,200 円	4,700 円	5,600 円
52	2,300 円	2,600 円	4,200 円	4,700 円	5,600 円

53	2,400	2,800	4,400	4,700		
54	2,400	2,800	4,400	4,700		
55	2,400	2,800	4,400	4,700		
56	2,400	2,800	4,400	4,700		
57	2,400	3,000	4,400	4,800		
58	2,400	3,000	4,400	4,800		
59	2,400	3,000	4,400	4,800		
60	2,400	3,000	4,400	4,800		
61	2,500	3,200	4,500	4,900		
62	2,500	3,200	4,500	4,900		
63	2,500	3,200	4,500	4,900		
64	2,500	3,200	4,500	4,900		
65	2,600	3,300	4,700	5,000		
66	2,600	3,300	4,700	5,000		
67	2,600	3,300	4,700	5,000		
68	2,600	3,300	4,700	5,000		
69	2,600	3,400	4,700	5,100		
70	2,600	3,400	4,700	5,100		
71	2,600	3,400	4,700	5,100		
72	2,600	3,400	4,700	5,100		
73	2,700	3,500	4,700	5,100		
74	2,700	3,500	4,700	5,100		
75	2,700	3,500	4,700	5,100		
76	2,700	3,500	4,700	5,100		
77	2,800	3,700	4,700	5,200		
78	2,800	3,700	4,700	5,200		
79	2,800	3,700	4,700	5,200		
80	2,800	3,700	4,700	5,200		
81	2,800	3,800	4,800	5,200		
82	2,800	3,800	4,800	5,200		
83	2,800	3,800	4,800	5,200		
84	2,800	3,800	4,800	5,200		
85	2,800	3,800	4,800	5,200		
86	2,800	3,800	4,800	5,200		
87	2,800	3,800	4,800	5,200		
88	2,800	3,800	4,800	5,200		
89	2,900	3,900	5,000	5,200		
90	2,900	3,900	5,000	5,200		
91	2,900	3,900	5,000	5,200		
92	2,900	3,900	5,000	5,200		
93	3,000	4,000	5,000	5,100		
94	3,000	4,000	5,000	5,100		
95	3,000	4,000	5,000	5,100		
96	3,000	4,000	5,000	5,100		
97	3,100	4,100	5,100			
98	3,100	4,100				
99	3,100	4,100				
100	3,100	4,100				
101	3,100	4,200				
102	3,100	4,200				
103	3,100	4,200				
104	3,100	4,200				
105	3,200	4,300				
106	3,200	4,300				
107	3,200	4,300				
108	3,200	4,300				
109	3,200	4,400				
110	3,200	4,400				
111	3,200	4,400				
112	3,200	4,400				
113	3,200	4,400				
114	3,200	4,400				
115	3,200	4,400				
116	3,200	4,400				
117	3,300	4,500				
118	3,300	4,500				
119	3,300	4,500				
120	3,300	4,500				
121	3,300	4,600				
122	3,300	4,600				
123	3,300	4,600				
124	3,300	4,600				
125	3,300	4,700				
126	3,300	4,700				
127	3,300	4,700				
128	3,300	4,700				
129	3,400	4,700				
130	3,400	4,700				
131	3,400	4,700				
132	3,400	4,700				
133	3,400	4,700				
134	3,400	4,700				
135	3,400	4,700				
136	3,400	4,700				
137	3,400	4,700				
138	3,400	4,700				
139	3,400	4,700				
140	3,400	4,700				
141	3,500	4,700				
142	3,500	4,700				
143	3,500	4,700				
144	3,500	4,700				
145	3,500	4,800				
146	3,500	4,800				
147	3,500	4,800				
148	3,500	4,800				
149	3,500	4,900				
150	3,500	4,900				
151	3,500	4,900				
152	3,500	4,900				
153	3,500	4,900				
154	3,500	4,900				
155	3,500	4,900				
156	3,500	4,900				
157	3,500	4,900				
158	3,500	4,900				
159	3,500	4,900				
160	3,500	4,900				
161	3,500	4,900				
定期前再任用 用短時間勤 務職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	
任期付職員	1,500	1,800	2,400	2,600	4,100	

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年千葉県人事委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「改正後の」を削り、「第三条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第三十六号

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則(平成七年千葉県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 義務教育等教員特別手当の額

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例第三条及び職員の高齢者部分休業に関する条例第三条の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第三十七号

職員の修学部分休業に関する条例第三条及び職員の高齢者部分休業に関する条例第三条の人事委員会規則で定める手当を定める規則を廃止する規則

職員の修学部分休業に関する条例第三条及び職員の高齢者部分休業に関する条例第三条の人事委員会規則で定める手当を定める規則(平成十七年千葉県人事委員会規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

企業局管理規程

千葉県企業局就業規則等の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和七年十二月二十三日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第九号

千葉県企業局就業規則等の一部を改正する管理規程

(千葉県企業局就業規則の一部改正)

第一条 千葉県企業局就業規則(昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第三十三条第十三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百七・五」に改め、同条第十四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改め、同条第十五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十四条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改め、同条第十一項第一号イ中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百五十五」に改め、同号ロ中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改める。

第三十八条の五第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第五項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。
別表第二及び別表第二の二を次のように改める。

別表第二(第二十三条第一項)

企業職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前再任用短時勤務職及び任期付職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	379,000	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700	397,000					
87	266,500	306,100	356,100	397,400					
88	266,800	306,400	356,500	397,800					
89	267,100	306,700	356,700	398,100					
90	267,400	307,000	357,100						

別表第二の二(第二十三条第一項) 企業技能労務職給料表									
職員の区分	職務の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000			
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300			
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600			
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800			
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700			
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900			
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100			
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200			
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200			
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200			
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300			
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400			
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400			
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400			
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500			
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600			
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600			
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700				
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800				
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800				
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800				
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800				
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700				
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700				
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700				
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600				
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600				
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600				
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600				
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600				
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600				
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500				
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400				
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300				
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100				
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000				
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900				
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900				
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900				
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800				
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700				
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600				

定年前再任用短時間勤務職員	91	267,700	307,300	357,500																	
	92	268,000	307,600	357,900																	
	93	268,300	307,800	358,100																	
	94		308,000	358,400																	
	95		308,300	358,800																	
	96		308,700	359,100																	
	97		308,900	359,400																	
	98		309,200	359,800																	
	99		309,500	360,200																	
	100		309,900	360,600																	
	101		310,100	361,100																	
	102		310,400	361,500																	
	103		310,700	361,900																	
	104		311,000	362,300																	
	105		311,200	362,800																	
106		311,500	363,200																		
107		311,800	363,500																		
108		312,100	363,800																		
109		312,300	364,200																		
110		312,600																			
111		313,000																			
112		313,300																			
113		313,500																			
114		313,700																			
115		314,000																			
116		314,400																			
117		314,600																			
118		314,800																			
119		315,100																			
120		315,400																			
121		315,700																			
122		315,900																			
123		316,200																			
124		316,500																			
125		316,800																			

備考 この表は、企業技能労務職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、運転手、用務員、機械管理員その他の職員で局長が定めるものに適用する。

別表第六を次のように改める。

別表第六 (第二十六条第一項第二号)

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

片道の使用距離	職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km未満		円 2,000	円 2,000
4km以上 6km未満		4,240	4,240
6km以上 8km未満		5,270	5,110
8km以上 10km未満		6,300	5,980
10km以上 12km未満		7,340	6,840
12km以上 14km未満		8,650	8,150
14km以上 16km未満		9,980	9,460
16km以上 18km未満		11,310	10,770
18km以上 20km未満		12,640	12,080
20km以上 22km未満		13,960	13,390
22km以上 24km未満		15,240	14,660
24km以上 26km未満		16,510	15,930
26km以上 28km未満		17,780	17,200
28km以上 30km未満		19,050	18,470
30km以上 32km未満		20,320	19,730
32km以上 34km未満		21,520	20,840
34km以上 36km未満		22,720	21,950
36km以上 38km未満		23,910	23,060
38km以上 40km未満		25,100	24,170
40km以上 42km未満		26,290	25,280
42km以上 44km未満		27,480	25,280
44km以上 46km未満		28,670	25,280
46km以上 48km未満		29,860	25,280
48km以上 50km未満		31,050	25,280
50km以上 52km未満		32,230	25,280
52km以上 54km未満		33,540	25,280
54km以上 56km未満		34,850	25,280
56km以上 58km未満		36,160	25,280
58km以上 60km未満		37,460	25,280
60km以上 62km未満		38,760	25,280
62km以上 64km未満		40,530	25,280
64km以上 66km未満		42,300	25,280
66km以上 68km未満		44,070	25,280
68km以上 70km未満		45,840	25,280
70km以上 72km未満		47,610	25,280
72km以上 74km未満		49,000	25,280
74km以上 76km未満		50,390	25,280
76km以上 78km未満		51,780	25,280

78km以上80km未満	53,160	25,280
80km以上82km未満	54,540	25,280
82km以上84km未満	55,790	25,280
84km以上86km未満	57,040	25,280
86km以上88km未満	58,290	25,280
88km以上90km未満	59,540	25,280
90km以上92km未満	60,790	25,280
92km以上94km未満	62,080	25,280
94km以上96km未満	63,360	25,280
96km以上98km未満	64,640	25,280
98km以上100km未満	65,920	25,280
100km以上	67,200	25,280

第二条 千葉県企業局就業規則の一部を次のように改正する。

第三十三条第十三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第十四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に改め、同条第十五項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十四条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改め、同条第三項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十九」を「百分の八十八・七五」に改める。同条第十一項第一号イ中「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に、「百分の二百五十五」を「百分の二百五十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改め、同項第二号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改める。

第三十八条の五第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第五項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

第三条 千葉県水道局就業規則の一部を改正する管理規程の一部改正

(千葉県水道局就業規則の一部を改正する管理規程の一部改正)
 理規程第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(切替対象職員の給料表の読替え)

2 平成二十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において企業職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において企業技能労務職給料表の適用を受ける

こととなる職員(以下「切替対象職員」という。)に対する改正後の千葉県水道局就業規則別表第二の二の規定の適用については、同表中

62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	とあるのは
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	とあるのは
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
98	259,100	277,200	312,300	334,300	
99	259,400	277,400	312,600	334,600	
100	259,600	277,700	312,900	334,800	とする。
101	259,800	277,900	313,200		
101	259,800	277,900	313,200	335,000	

附則

(施行期日等)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(千葉県企業局就業規則(以下「就業規則」という。))第三十三条、第三十四条及び第三十八条の五の改正規定を除く。)による改正後の就業規則の規定及び第三条の規定による改正後の千葉県水道局就業規則の一部を改正する管理規程(以下「平成二十三年改正就業規則」という。))の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定(就業規則第三十三条、第三十四条及び第三十八条の五の改正規定に限る。))による改正後の就業規則(附則第五項及び第六項において「改正後の就業規則」という。))の規定は同年十二月一日から適用する。

(令和七年四月一日前の異動者の号給の調整)

3 令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び局長の定めるこれに準ず

る職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の就業規則又は第三条の規定による改正後の平成二十三年改正就業規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の就業規則又は第三条の規定による改正前の平成二十三年改正就業規則の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の就業規則又は第三条の規定による改正後の平成二十三年改正就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(令和七年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例)

5 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号)第十九条の五第三項に規定する第一号会計年度任用職員(この管理規程の施行の日前の在職期間が局長が定める期間に満たない者その他の局長が定める者に限る。)に対する令和七年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の就業規則第三十八条の五第三項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百二十五」とする。

6 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十九条の五第四項に規定する第一号会計年度任用職員(この管理規程の施行の日前の在職期間が局長が定める期間に満たない者その他の局長が定める者に限る。)に対する令和七年十二月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の就業規則第三十八条の五第五項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分の百五」とする。

(補則)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

病院局管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十一号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第十一条第一項中「三十一万円」を「三十一万八千円」に改め、同条第二項中「三十七万四千円」を「三十七万三千三百円」に改める。

第二十五条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「六千六百円」を「七千五百円」に改め、同条第二項第一号中「二万円」を「二万二千五百円」に、「三万五千五百円」を「三万三千七百五十円」に改め、同号ただし書中「一万五百円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二号中「三万円」を「三万二千五百円」に、「四万六千五百円」を「四万八千七百五十円」に改め、同号ただし書中「一万五千五百円」を「一万六千二百五十円」に改め、同項第三号中「二万三千元」を「二万四千五百円」に改め、同号ただし書中「一万二千五百円」を「一万二千五百円」に改め、同号第四号中「二万五千元」を「二万二千五百円」に改め、同号第五号中「九千円」を「九千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同項第六号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「一万千円」を「一万千五百五十円」に改め、同号ただし書中「三千七百円」を「三千八百五十円」に改め、同項第七号中「六千円」を「六千四百円」に、「九千五百円」を「九千六百円」に改め、同号ただし書中「三千五百円」を「三千二百円」に改める。

第二十六条第十四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第十五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同条第十六項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改める。

第二十七条第四項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同条第五項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第十三項第一号イ中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に改め、同号ロ中「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に改め、同項第二号中「百分の百五十」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改める。

第三十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条

第五項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。
別表第一から別表第六の二までを次のように改める。

別表第一(第三条)

企業行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前任用 短時間勤務 職務及 任期付職員 以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		

別表第二(第三条)

企業研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年前任用 短時間勤務職員	1	196,200	246,800	338,900	388,500
	2	197,300	251,100	340,900	389,900
	3	198,500	253,900	342,900	391,300
	4	199,600	256,600	344,800	392,700
	5	200,700	259,200	346,600	394,100
	6	202,900	260,900	348,600	395,500
	7	205,000	262,400	350,500	396,800
	8	207,100	263,900	352,400	398,200
	9	209,200	265,400	354,100	399,600
	10	211,200	267,400	355,700	401,100
	11	213,200	269,300	357,200	402,500
	12	215,200	271,200	358,800	403,900
定年前任用 短時間勤務職員	13	217,200	273,200	360,400	405,200
	14	219,100	275,400	361,400	406,700
	15	221,000	277,600	362,400	408,200
	16	222,800	279,800	363,300	409,700
	17	224,500	281,900	364,400	411,200
	18	226,300	284,200	365,600	412,800
	19	228,100	286,500	366,800	414,400
	20	229,900	288,900	368,000	416,100
	21	231,700	291,200	369,200	417,300
	22	233,500	293,300	370,300	418,700
	23	235,200	295,400	371,300	420,100
	24	236,900	297,400	372,300	421,400
定年前任用 短時間勤務職員 以外の職員	25	238,600	299,400	373,400	422,700
	26	240,700	301,300	374,400	424,000
	27	242,600	303,200	375,300	425,500
	28	244,500	305,100	376,300	427,000
	29	246,400	307,000	377,200	428,200
	30	247,500	308,500	378,000	429,400
	31	248,600	310,000	378,800	431,000
	32	249,700	311,500	379,600	432,500
	33	251,100	313,000	380,300	433,800
	34	252,400	314,500	381,000	435,200

定年前任用 短時間勤務職員	109	312,300	364,200	312,300	364,200	312,300	364,200	312,300	364,200	312,300	364,200	312,300	364,200
	110	312,600	364,200	312,600	364,200	312,600	364,200	312,600	364,200	312,600	364,200	312,600	364,200
	111	313,000	364,200	313,000	364,200	313,000	364,200	313,000	364,200	313,000	364,200	313,000	364,200
	112	313,300	364,200	313,300	364,200	313,300	364,200	313,300	364,200	313,300	364,200	313,300	364,200
	113	313,500	364,200	313,500	364,200	313,500	364,200	313,500	364,200	313,500	364,200	313,500	364,200
	114	313,700	364,200	313,700	364,200	313,700	364,200	313,700	364,200	313,700	364,200	313,700	364,200
	115	314,000	364,200	314,000	364,200	314,000	364,200	314,000	364,200	314,000	364,200	314,000	364,200
	116	314,400	364,200	314,400	364,200	314,400	364,200	314,400	364,200	314,400	364,200	314,400	364,200
	117	314,600	364,200	314,600	364,200	314,600	364,200	314,600	364,200	314,600	364,200	314,600	364,200
	118	314,800	364,200	314,800	364,200	314,800	364,200	314,800	364,200	314,800	364,200	314,800	364,200
	119	315,100	364,200	315,100	364,200	315,100	364,200	315,100	364,200	315,100	364,200	315,100	364,200
	120	315,400	364,200	315,400	364,200	315,400	364,200	315,400	364,200	315,400	364,200	315,400	364,200
定年前任用 短時間勤務職員	121	315,700	364,200	315,700	364,200	315,700	364,200	315,700	364,200	315,700	364,200	315,700	364,200
	122	315,900	364,200	315,900	364,200	315,900	364,200	315,900	364,200	315,900	364,200	315,900	364,200
	123	316,200	364,200	316,200	364,200	316,200	364,200	316,200	364,200	316,200	364,200	316,200	364,200
	124	316,500	364,200	316,500	364,200	316,500	364,200	316,500	364,200	316,500	364,200	316,500	364,200
	125	316,800	364,200	316,800	364,200	316,800	364,200	316,800	364,200	316,800	364,200	316,800	364,200

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

| 給料月額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 206,700 | 212,000 | 272,600 | 303,100 | 317,700 | 341,800 | 383,400 | 424,800 | 472,500 | 206,700 | 212,000 | 272,600 | 303,100 | 317,700 |

35	253,800	316,000	381,800	436,600	73	290,900	336,500	409,600
36	255,200	317,400	382,600	438,000	74	291,500	337,200	410,200
37	256,600	318,800	383,300	439,400	75	292,100	337,900	410,800
38	258,100	319,700	384,000	440,800	76	292,800	338,600	411,300
39	259,600	320,600	384,800	442,200	77	293,400	339,200	411,800
40	261,200	321,400	385,600	443,600	78	294,100	339,800	412,300
41	262,600	322,100	386,400	444,700	79	294,800	340,500	412,800
42	263,900	322,600	387,600	446,000	80	295,300	341,200	413,500
43	265,300	323,100	388,800	447,400	81	295,900	341,900	413,900
44	266,700	323,500	390,000	448,700	82	296,500	342,600	
45	268,200	323,900	390,700	449,500	83	297,200	343,200	
46	269,500	324,400	391,700	450,300	84	297,800	343,800	
47	270,700	324,900	392,500	451,200	85	298,300	344,300	
48	271,900	325,300	393,200	452,100	86	298,900	344,800	
49	273,100	325,700	393,900	452,900	87	299,600	345,200	
50	274,200	326,100	394,600	453,700	88	300,200	345,600	
51	275,300	326,400	395,200	454,300	89	300,700	345,900	
52	276,400	326,900	395,800	455,100	90	301,300	346,400	
53	277,400	327,300	396,400	455,500	91	302,000	346,700	
54	278,500	327,700	397,100	456,100	92	302,600	347,100	
55	279,500	328,100	397,900	456,600	93	303,200	347,400	
56	280,500	328,400	398,700	457,100	94	303,800	347,700	
57	281,500	328,800	399,300	457,600	95	304,400	348,100	
58	282,200	329,100	400,100	458,200	96	305,000	348,500	
59	282,700	329,500	400,800	458,700	97	305,300	349,000	
60	283,300	329,800	401,500	459,200	98	305,800	349,500	
61	283,900	330,200	402,100	459,700	99	306,400	350,000	
62	284,500	330,700	402,800	460,300	100	306,900	350,500	
63	285,100	331,300	403,400	460,800	101	307,300	351,000	
64	285,600	331,800	404,100	461,300	102	307,700	351,500	
65	286,200	332,200	404,800	461,800	103	308,000	351,900	
66	286,700	332,800	405,400		104	308,400	352,400	
67	287,300	333,300	406,000		105	308,800	352,800	
68	287,800	333,900	406,700		106	309,200	353,200	
69	288,400	334,400	407,400		107	309,600	353,700	
70	289,100	334,900	407,900		108	309,900	354,100	
71	289,700	335,400	408,500		109	310,100	354,600	
72	290,300	336,000	409,100		110	310,500		
					111	310,800		

定年前再任用 短時間勤務職 務員	112	311,000			
	113	311,300			
	114	311,600			
	115	311,900			
	116	312,200			
	117	312,400			
	118	312,700			
	119	312,900			
	120	313,200			
	121	313,500			
		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		230,200	273,400	299,200	343,000

備考 この表は、がんセンターに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第三(第三条)

企業医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年前再任用 短時間勤務職 務員及び 任期付職員 以外の職員	1	305,600 円	415,600 円	470,300 円	566,200 円
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	

35	399,800	470,400	529,100		74	501,400		
36	401,100	471,800	530,400		75	501,800		
37	402,500	473,200	531,400		76	502,200		
38	403,900	474,900	532,700		77	502,700		
39	405,300	476,500	534,000		78	503,300		
40	406,700	478,000	535,300		79	503,800		
41	408,200	479,600	536,300		80	504,200		
42	408,900	480,800	537,100		81	504,700		
43	409,500	481,900	537,900		82	505,300		
44	410,100	483,000	538,700		83	505,900		
45	410,900	484,000	539,600		84	506,400		
46	411,500	484,900	540,400		85	506,900		
47	412,100	485,800	541,200					
48	412,600	486,600	541,900					
49	413,100	487,300	542,700					
50	413,500	488,000	543,500					
51	414,000	488,700	544,200					
52	414,400	489,300	545,100					
53	414,800	489,900	546,000					
54	415,100	490,600	546,800					
55	415,400	491,200	547,700					
56	415,800	491,800	548,600					
57	416,100	492,100	549,400					
58	416,500	492,700	550,200					
59	416,800	493,300	551,000					
60	417,200	494,000	551,700					
61	417,600	494,400	552,500					
62	417,900	495,000	553,400					
63	418,200	495,700	554,300					
64	418,500	496,400	555,200					
65	418,800	496,800	556,000					
66		497,400	556,900					
67		498,000	557,800					
68		498,500	558,700					
69		499,000	559,500					
70		499,500	560,400					
71		500,000	561,300					
72		500,500	562,200					
73		500,900	563,000					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額 円	312,900	基 準 給料月額 円	356,500	基 準 給料月額 円	412,800	基 準 給料月額 円	488,500
任期 付職 員	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第六(第三条)

企業福祉職給料表

定年前再任用短時間勤務職員	150	317,400									
	151	317,700									
	152	318,000									
	153	318,400									
	154	318,600									
	155	318,800									
	156	319,100									
	157	319,400									
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考		235,900	266,900	286,800	296,900	318,400	350,800	391,200			

この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200
13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	
14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	
15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	
16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	
17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	
18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	
19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	
20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	
21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	
22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	
23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	
24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	
25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	
26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	
27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	
28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	
29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	
30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	
31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	
32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	
33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	
34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	

35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	74	273,000	331,300	356,200	404,300
36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	75	273,400	331,800	356,700	404,600
37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	76	273,700	332,300	357,100	404,900
38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	77	274,000	332,600	357,300	405,100
39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	78	274,400	332,900	357,600	405,300
40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	79	274,800	333,300	358,000	405,600
41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	80	275,100	333,600	358,400	405,900
42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	81	275,300	333,900	358,700	406,100
43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	82	275,600	334,200	359,000	406,400
44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	83	276,000	334,400	359,400	406,700
45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	84	276,300	334,700	359,800	406,900
46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	85	276,500	335,100	360,100	407,100
47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	86	276,800	335,500	360,500	407,400
48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	87	277,200	335,800	360,900	407,700
49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	88	277,500	336,000	361,100	407,900
50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	89	277,800	336,500	361,400	408,100
51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	90	278,100	336,900		
52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	91	278,400	337,100		
53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	92	278,700	337,400		
54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	93	279,000	337,800		
55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	94	279,400	338,200		
56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	95	279,800	338,500		
57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	96	280,100	338,800		
58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	97	280,300	339,000		
59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	98	280,700	339,300		
60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	99	281,000	339,600		
61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	100	281,300	339,900		
62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	101	281,600	340,300		
63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	102	281,900	340,500		
64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	103	282,200	340,800		
65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	104	282,500	341,200		
66	270,300	326,700	353,100	400,400		105	282,700	341,600		
67	270,600	327,500	353,500	401,000		106	282,900	341,900		
68	270,900	328,300	354,000	401,500		107	283,200	342,200		
69	271,300	328,900	354,200	401,900		108	283,500	342,500		
70	271,600	329,400	354,700	402,400		109	283,800	342,800		
71	271,900	329,900	355,100	402,900		110	284,100	343,200		
72	272,300	330,400	355,500	403,400		111	284,400	343,500		
73	272,700	330,800	355,800	403,900		112	284,600	343,700		
						113	284,900	343,900		

別表第六の二(第三条)

企業技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額										
		1級	2級	3級	4級	5級						
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000	34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	240,100 240,600 241,100 241,700 242,200 242,700 243,200 243,700 244,000 244,300 244,700 245,100 245,500 245,900 246,300 246,600 246,900 247,200 247,500 247,700 248,000 248,300 248,600 248,800 249,100 249,400 249,600 249,800 250,100 250,400 250,600 250,800 251,100 251,400 251,600 251,800 252,100 252,400 252,600	257,900 258,400 258,800 259,200 259,700 260,100 260,500 260,900 261,300 261,800 262,100 262,400 262,800 263,200 263,500 263,900 264,300 264,600 264,900 265,300 265,600 265,900 266,300 266,600 266,900 267,200 267,500 267,800 268,100 268,400 268,700 268,900 269,200 269,500 269,700 269,900 270,200 270,500 270,700	283,100 283,800 284,400 285,000 285,700 286,300 286,800 287,200 287,700 288,100 288,500 289,000 289,500 290,000 290,300 290,700 291,100 291,500 292,000 292,300 292,700 293,200 293,700 294,100 294,700 294,700 295,200 295,800 296,400 296,900 297,500 298,000 298,500 299,000 299,500 300,000 300,400 300,800 301,200 301,600	306,400 306,900 307,400 307,900 308,500 309,100 309,800 310,300 310,800 311,400 311,900 312,400 312,900 313,500 314,100 314,700 315,400 316,100 316,800 317,400 318,100 318,700 319,300 319,900 320,600 321,300 321,900 322,400 322,900 323,500 324,100 324,700 325,100 325,500 326,000 326,300 326,800 327,300 327,700	353,300 354,100 355,000 355,900 356,900 357,900 358,800 359,700 360,600 361,500 362,300 363,100 363,900 364,700 365,400 366,100 366,900 367,700 368,300 369,000 369,600 370,300 371,000 371,600 372,100 372,600 373,100 373,500
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300						
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600						
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800						
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700						
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900						
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100						
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200						
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200						
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200						
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300						
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400						
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400						
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400						
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500						
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600						
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600						
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700						
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800						
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800						
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800						
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800						
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700						
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700						
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700						
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600						
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600						
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600						
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600						
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600						
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600						
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500						
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400						

別表第二十三 (第十五条第二項第二号)

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

片道の使用距離	職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km未満		円 2,000	円 2,000
4km以上6km未満		4,240	4,240
6km以上8km未満		5,270	5,110
8km以上10km未満		6,300	5,980
10km以上12km未満		7,340	6,840
12km以上14km未満		8,650	8,150
14km以上16km未満		9,980	9,460
16km以上18km未満		11,310	10,770
18km以上20km未満		12,640	12,080
20km以上22km未満		13,960	13,390
22km以上24km未満		15,240	14,660
24km以上26km未満		16,510	15,930
26km以上28km未満		17,780	17,200
28km以上30km未満		19,050	18,470
30km以上32km未満		20,320	19,730
32km以上34km未満		21,520	20,840
34km以上36km未満		22,720	21,950
36km以上38km未満		23,910	23,060
38km以上40km未満		25,100	24,170
40km以上42km未満		26,290	25,280
42km以上44km未満		27,480	25,280
44km以上46km未満		28,670	25,280
46km以上48km未満		29,860	25,280
48km以上50km未満		31,050	25,280
50km以上52km未満		32,230	25,280
52km以上54km未満		33,540	25,280
54km以上56km未満		34,850	25,280
56km以上58km未満		36,160	25,280
58km以上60km未満		37,460	25,280
60km以上62km未満		38,760	25,280
62km以上64km未満		40,530	25,280
64km以上66km未満		42,300	25,280
66km以上68km未満		44,070	25,280
68km以上70km未満		45,840	25,280
70km以上72km未満		47,610	25,280
72km以上74km未満		49,000	25,280
74km以上76km未満		50,390	25,280
76km以上78km未満		51,780	25,280
78km以上80km未満		53,160	25,280
80km以上82km未満		54,540	25,280
82km以上84km未満		55,790	25,280
84km以上86km未満		57,040	25,280
86km以上88km未満		58,290	25,280
88km以上90km未満		59,540	25,280
90km以上92km未満		60,790	25,280
92km以上94km未満		62,080	25,280
94km以上96km未満		63,360	25,280
96km以上98km未満		64,640	25,280
98km以上100km未満		65,920	25,280
100km以上		67,200	25,280

第二条 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第二十六条第十四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第十五項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十二・二五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十二・二五」に改め、同条第十六項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に改める。
第二十七条第四項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の百五十七・五」を「百分の百五十三・七五」に、「百分の百八十七・五」を「百分の百八十三・七五」に改める。

第三十五条の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第五項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

第三条 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

三年千葉県病院局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。
(切替対象職員の給料表の読替え)

2 平成二十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において企業行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において企業技能労務職給料表の適用を受けることとなる職員(以下「切替対象職員」という。)に対する改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程別表第六の二の規定の適用については、同表中

62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000
63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500
64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000
65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,400

98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	とあるのは
101	259,800	277,900	313,200	
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	とする。
101	259,800	277,900	313,200	
			335,000	

附則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第二十六条、第二十七条及び第三十五条の二の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定及び第三条の規定による改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（以下「平成二十三年改正給与規程」という。）の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与規程第二十六条、第二十七条及び第三十五条の二の改正規定に限る。）による改正後の給与規程（附則第五項及び第六項において「改正後の給与規程」という。）の規定は同年十二月一日から適用する。（令和七年四月一日前の異動者の号給の調整）

3 令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び局長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与規程又は第三条の規定による改正後の平成二十三年改正給与規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程又は第三条の規定による改正前の平成二十三年改正給与規程の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与規程又は第三条の規定による改正後の平成二十三年改正給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和七年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例）

5 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第二十四条の四第三項に規定する第一号会計年度任用職員（この管理規程の施行の日前の在職期間が局長が定める期間に満たない者その他の局長が定める者に限る。）に対する令和七年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の給与規程第三十五条の二第三項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分

の百二十五」とする。

6 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十四条の四第四項に規定する第一号会計年度任用職員（この管理規程の施行の日前の在職期間が局長が定める期間に満たない者その他の局長が定める者に限る。）に対する令和七年十二月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の給与規程第三十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分の百五」とする。（補則）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

訓

令

職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十六号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当の支給に関する規程（昭和四十七年千葉県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「一万一千五百円」を「一万五千五百円」に改め、同号ただし書中「三千七百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二号中「六千五百円」を「六千四百円」に、「九千五百五十円」を「九千六百円」に改め、同号ただし書中「三千五十円」を「三千二百円」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の職員の宿日直手当の支給に関する規程第三条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十七号

水産事務所
水産総合研究センター

船員の給料に関する規程の一部を改正する訓令

船員の給料に関する規程（昭和四十八年千葉県訓令第二十一号）の一部を次のように改

正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条）

海 事 職 給 料 表

船員 の区 分	職務の級		
	職 号	特 給	1 給
定年 前再 任用 短時 間勤 務船 務員 及び 任期 付船 員以 外の 員	1	221,200 円	233,100 円
	2	222,900	236,400
	3	224,600	239,700
	4	226,200	243,000
	5	227,700	246,200
	6	230,400	249,300
	7	233,200	252,500
	8	235,800	255,500
	9	238,500	258,500
	10	240,700	261,400
	11	242,800	264,300
	12	244,900	267,100
	13	246,900	269,900
	14	248,700	272,800
	15	250,500	275,600
	16	252,100	278,300
	17	253,600	280,900
	18	255,100	282,300
	19	256,700	283,700
	20	258,200	285,100
	21	259,600	286,500
	22	260,900	287,600
	23	262,000	288,700
	24	263,200	289,800
	25	264,300	290,900
	26	265,300	291,500
	27	266,400	291,900
	28	267,300	292,300
	29	268,300	292,700
	30	269,200	293,100
		299,100 円	303,800 円
		305,100	305,100
		306,300	306,300
		307,600	307,600
		308,900	308,900
		310,200	310,200
		311,400	311,400
		312,700	312,700
		313,900	313,900
		315,000	315,000
		316,200	316,200
		317,300	317,300
		318,600	318,600
		319,400	319,400
		320,100	320,100
		320,800	320,800
		321,500	321,500
		322,200	322,200
		322,800	322,800
		323,400	323,400
		324,100	324,100
		324,600	324,600
		359,400	359,400
		360,100	360,100
		360,900	360,900
		361,600	361,600
		362,400	362,400
		363,100	363,100
		363,900	363,900
		364,600	364,600
		365,300	365,300
		366,000	366,000

31	270,100	293,400	325,200	366,600	65	287,000	302,600	387,100
32	270,900	293,700	325,800	367,300	66	287,300	302,800	387,300
33	271,600	294,000	326,400	368,000	67	287,600	303,000	387,600
34	272,300	294,300	327,000	368,600	68	287,800	303,300	387,900
35	272,800	294,600	327,400	369,300	69	288,000	303,600	388,200
36	273,300	294,900	327,900	369,900	70	288,300	337,600	388,400
37	273,900	295,200	328,400	370,600	71	288,500		388,700
38	274,500	295,500	328,900	371,200	72	288,700		389,000
39	275,000	295,800	329,400	371,800	73	289,000		389,300
40	275,500	296,100	329,700	372,500	74			389,700
41	275,900	296,400	330,000	373,200	75			390,100
42	276,300	296,600	330,300	373,900	76			390,500
43	276,700	296,900	330,600	374,600	77			390,900
44	277,100	297,200	330,900	375,200	78			391,300
45	277,700	297,500	331,200	375,800	79			391,800
46	278,300	297,700	331,500	376,600	80			392,300
47	278,900	298,000	331,800	377,400	81			392,700
48	279,500	298,300	332,100	378,100	82			393,100
49	280,000	298,600	332,400	378,900	83			393,500
50	280,600	298,900	332,700	379,800	84			393,900
51	281,200	299,200	333,000	380,600	85			394,400
52	281,700	299,400	333,300	381,300	86			394,900
53	282,200	299,600	333,600	381,900	87			395,400
54	282,700	299,900	333,900	382,800	88			395,900
55	283,200	300,200	334,200	383,700	89			396,200
56	283,700	300,400	334,400	384,500	90			396,600
57	284,200	300,600	334,600	384,800	91			396,900
58	284,700	300,900	334,900	385,100	92			397,300
59	285,200	301,200	335,200	385,400	93			397,800
60	285,600	301,400	335,400	385,700	94			398,100
61	286,000	301,600	335,600	386,000	95			398,600
62	286,300	301,900	335,900	386,300	96			399,000
63	286,600	302,200	336,200	386,600	97			399,600
64	286,800	302,400	336,400	386,900				

職階	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
主任	227,700	233,500	264,600	295,300
主幹	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
主任	238,500	246,200	291,100	324,100
主幹	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公示の日から施行し、改正後の船員の給料に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
（給料の内払）
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の船員の給料に関する規程の規定により支給された給料は、改正後の規程の規定による給料の内払とみなす。

教 育 委 員 会 訓 令

職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会訓令第四号

職員の宿日直手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当の支給に関する規程（昭和二十八年千葉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四千四百円」を「四千七百元」に、「六千六百元」を「七千五百円」に改め、同条ただし書中「二千二百円」を「二千三百五十円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公示の日から施行し、改正後の職員の宿日直手当の支給に関する規程の規定は、令和七年四月一日以後の宿日直勤務（同年三月三十一日から引き続き宿直勤務を除く。次項において同じ。）に係る宿日直手当から適用する。
（宿日直手当の内払）

- 令和七年四月一日以後の宿日直勤務に対し、改正前の職員の宿日直手当の支給に関する

る規程の規定によりこの訓令の施行の日の前日までに支払われた宿日直手当は、改正後の職員の宿日直手当の支給に関する規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会訓令第五号

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

（県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程（昭和五十年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条第二項第一号)

職員の区分	海 事 技 能 労 務 職 給 料 表			
	職務の級 号	特 1 級 給料月額	1 級 給料月額	2 級 給料月額
定年 再任 用短 時間 勤務 職員 及び 任期 付員 以外 の職 員	1	221,200	233,100	291,100
	2	222,900	236,400	292,800
	3	224,600	239,700	294,500
	4	226,200	243,000	296,200
	5	227,700	246,200	297,900
	6	230,400	249,300	299,400
	7	233,200	252,500	300,800
	8	235,800	255,500	302,300
	9	238,500	258,500	303,800
	10	240,700	261,400	305,100
	11	242,800	264,300	306,300
	12	244,900	267,100	307,600
	13	246,900	269,900	308,900
	14	248,700	272,800	310,200
	15	250,500	275,600	311,400
	16	252,100	278,300	312,700
	17	253,600	280,900	313,900
	18	255,100	282,300	315,000
	19	256,700	283,700	316,200
	20	258,200	285,100	317,300
	21	259,600	286,500	318,600
	22	260,900	287,600	319,400
	23	262,000	288,700	320,100
	24	263,200	289,800	320,800
	25	264,300	290,900	321,500
	26	265,300	291,500	322,200
	27	266,400	291,900	322,800
	28	267,300	292,300	323,400
	29	268,300	292,700	324,100
	30	269,200	293,100	324,600
	31	270,100	293,400	325,200
	32	270,900	293,700	325,800
				3 級 給料月額
				円
33				333,000
34				334,100
35				335,200
36				336,200
37				337,100
38				338,500
39				340,100
40				341,700
41				343,600
42				345,200
43				346,800
44				348,400
45				350,100
46				351,700
47				353,300
48				354,800
49				356,300
50				357,100
51				357,900
52				358,600
53				359,400
54				360,100
55				360,900
56				361,600
57				362,400
58				363,100
59				363,900
60				364,600
61				365,300
62				366,000
63				366,600
64				367,300
65				367,900
66				368,500
67				369,100
68				369,700
69				370,300
				371,000
				371,700
				372,400
				373,100
				373,800
				374,500
				375,200
				375,900
				376,600
				377,300
				378,000
				378,700
				379,400
				380,100
				380,800
				381,500
				382,200
				382,900
				383,600
				384,300
				385,000
				385,700
				386,400
				387,100
				387,800
				388,500
				389,200
				389,900
				390,600
				391,300
				392,000
				392,700
				393,400
				394,100
				394,800
				395,500
				396,200
				396,900
				397,600
				398,300
				399,000
				399,700
				400,400
				401,100
				401,800
				402,500
				403,200
				403,900
				404,600
				405,300
				406,000
				406,700
				407,400
				408,100
				408,800
				409,500
				410,200
				410,900
				411,600
				412,300
				413,000
				413,700
				414,400
				415,100
				415,800
				416,500
				417,200
				417,900
				418,600
				419,300
				420,000
				420,700
				421,400
				422,100
				422,800
				423,500
				424,200
				424,900
				425,600
				426,300
				427,000
				427,700
				428,400
				429,100
				429,800
				430,500
				431,200
				431,900
				432,600
				433,300
				434,000
				434,700
				435,400
				436,100
				436,800
				437,500
				438,200
				438,900
				439,600
				440,300
				441,000
				441,700
				442,400
				443,100
				443,800
				444,500
				445,200
				445,900
				446,600
				447,300
				448,000
				448,700
				449,400
				450,100
				450,800
				451,500
				452,200
				452,900
				453,600
				454,300
				455,000
				455,700
				456,400
				457,100
				457,800
				458,500
				459,200
				459,900
				460,600
				461,300
				462,000
				462,700
				463,400
				464,100
				464,800
				465,500
				466,200
				466,900
				467,600
				468,300
				469,000
				469,700
				470,400
				471,100
				471,800
				472,500
				473,200
				473,900
				474,600
				475,300
				476,000
				476,700
				477,400
				478,100
				478,800
				479,500
				480,200
				480,900
				481,600
				482,300
				483,000
				483,700
				484,400
				485,100
				485,800
				486,500
				487,200
				487,900
				488,600
				489,300
				490,000
				490,700
				491,400
				492,100
				492,800
				493,500
				494,200
				494,900
				495,600
				496,300
				497,000
				497,700
				498,400
				499,100
				499,800
				500,500
				501,200
				501,900
				502,600
				503,300
				504,000
				504,700
				505,400
				506,100
				506,800
				507,500
				508,200
				508,900
				509,600
				510,300
				511,000
				511,700
				512,400
				513,100
				513,800
				514,500
				515,200
				515,900
				516,600
				517,300
				518,000
				518,700
				519,400
				520,100
				520,800

定年前任用 任用時 勤務員	70	288,300			388,400	備考 この表は、実習船に乗り組む職員に適用する。
	71	288,500			388,700	
	72	288,700			389,000	
	73	289,000			389,300	
	74				389,700	
	75				390,100	
	76				390,500	
	77				390,900	
	78				391,300	
	79				391,800	
	80				392,300	
	81				392,700	
	82				393,100	
	83				393,500	
	84				393,900	
	85				394,400	
	86				394,900	
	87				395,400	
	88				395,900	
	89				396,200	
	90				396,600	
	91				396,900	
	92				397,300	
	93				397,800	
	94				398,100	
	95				398,600	
	96				399,000	
	97				399,600	
任付職員		238,500	246,200	291,100	324,100	
		227,700	233,500	264,600	295,300	

別表第二(第二条第二項第二号)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額					4級	5級				
		1級	2級	3級	4級	5級						
定年 再任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700	64	251,600	268,700	298,000	324,100	
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700	65	251,800	268,900	298,500	324,700	
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,200	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,100	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
						81	254,800	272,900	305,000	330,000		
						82	255,100	273,200	305,500	330,300		
						83	255,300	273,500	305,900	330,600		
						84	255,600	273,700	306,400	330,800		

(県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成二十三年千葉県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(切替対象職員の給料表の読替え)

2 平成二十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程別表第二の適用を受けていた職員のうち、切替日において改正後の県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第二の適用を受けることとなる職員(以下「切替対象職員」という。)に対する改正後の規程別表第二の適用については、同表中

62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	とあるのは
65	250,800	268,900	298,500	324,700	」
62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000
63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500
64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000
65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,400
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		とあるのは
101	259,800	277,900	313,200		」
98	259,100	277,200	312,300	334,300	
99	259,400	277,400	312,600	334,600	
100	259,600	277,700	312,900	334,800	とする。
101	259,800	277,900	313,200	335,000	」

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公示の日から施行し、第一条の規定による改正後の県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程(以下「給与規程」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(以下「平成二十三年改正給与規程」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 第一条の規定による改正後の給与規程又は第二条の規定による改正後の平成二十三年改正給与規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程又は第二条の規定による改正前の平成二十三年改正給与規程の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与規程又は第二条の規定による改正後の平成二十三年改正給与規程の規定による給与の内払とみなす。

購読料

本号

一部

一二〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八